

件名	えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例		
主管課	男女参画・子育て支援課		
根拠法令等	えひめこどもの城管理条例		
【改正の概要】			
えひめこどもの城に自動運転電動カートを整備することに伴い、えひめこどもの城管理条例（平成17年3月25日条例第27号）の一部を改正しようとするものである。			
【改正内容】			
○別表第2（第6条、第9条、第13条、第14条関係）			
次の項を改正			
区分	単位	金額（改正後）	金額（改正前）
ジップライン	1人1往復につき	2,700円	2,500円
次の項を追加			
区分	単位	金額	
自動運転電動カート	1人1回につき	300円	
【改正の理由】			
○えひめこどもの城の指定管理者が、自動運転電動カートの利用料金を収受することができるようにするため、条例の一部を改正する必要がある。			
施行日	令和6年3月1日		
【その他参考事項】			